

2022 年 9 月

国 税 庁 長 官

阪 田 渉 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症に伴う書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、依然として、感染症の終息が見通せないなか、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、国税の電子納付の推進に向けて、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 国税の電子納税環境整備

(1) e-Tax のさらなる利便性向上

貴庁におかれては、e-Tax の UI・UX のさらなる改善等を図っていただきたい。

特に、地方税との関係においては、納付者が国税と地方税に係るそれぞれの手続きについて、シームレスかつ簡便に行えるようにすべきであるとする。

この点、貴庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」（2021 年 6 月 11 日）においては、「他省庁と連携・協調し、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする。）やワンスストップの実現に向けて取り組む」こととされており、eLTAX との情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、総務省と検討いただきたい。

さらに、「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日）において、「デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルや e-Gov の活用拡大の検討を踏まえて、その他府省の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルや e-Gov の機能強化等を行う。」とされており、マイナポータルや e-Gov との情報連携についても、国民目線に立った検討を進めていただきたい。

(2) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納税の義務化

「規制改革実施計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

貴庁におかれては、電子申告の利用率 100%の実現に向け、総務省とも連携しつつ、大法人以外にも電子申告を義務化するようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えており、電子納税の義務化に向けた取組みも進めていただきたい。

この点、公共機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みも考えられるところ、これを含めて積極的に検討いただきたい。

(3) 証券による納付の廃止

現行法令上、国税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが出来ることとされている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始される「地方税統一 QR コード」による収納については、キャッシュレス納付の推進の文脈から、証券による納付の取扱いが不可と整理された。

この点、「地方税統一 QR コード」が付された地方税目のみが、証券による納付の取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては納税者にご迷惑をおかけすることに繋がる懸念がある。

また、本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末の手形・小切手の完全電子化の観点からも重要であり、については、国税の納付に関しても、証券による納付の取扱いを廃止し、さらなるキャッシュレス納付推進の

動力としていただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 継続的な周知・広報の取組み

電子納付のさらなる推進のためには、上記 1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

足許では、2022 年 12 月から、国税のスマートフォン納付が、2023 年 4 月から、地方税の QR コード納付が提供される予定である。

こうした措置により、より電子納付の利便性が高まろうというところ、今後、ますます、国税と地方税が一体となった周知・広報が効果的に作用すると考えられる。

貴庁におかれては、総務省等とも緊密に連携し、電子納付の周知・広報を積極的に展開していただきたい。

金融界としても、官民で連携しつつ、取組みを進めていきたいと考えているため、引き続き、チラシ・パンフレット（デジタルサイネージ用の電子媒体を含む）や、金融機関職員も使用できるようなツール（FAQ 集・トークスクリプト等含む）の提供をお願いしたい。

(2) 電子納付へのインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考え

る。

貴庁におかれては、国税の電子納付についても、これを行う者へのインセンティブが働くような在り方を検討いただきたい。

3. 経費負担の適正化

金融機関は、かねて各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、経費負担の適正化をお願いしてきている¹。本件は、サービス提供の持続可能性からも喫緊の課題であり、以下のとおり要望する。

(1) ダイレクト方式および預金口座振替に係る手数料の適正化

国税のダイレクト方式および預金口座振替については、金融機関が国に代わって

¹ 例えば、地方税に関する取組みとして、全国銀行協会は、2021 年 2 月、地方税のコスト・手数料に係る実態調査を実施し、この結果を報告書として公表した

(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n031803/>)。結果として、回答銀行が地方公共団体から徴求する手数料は、その処理コストに比して非常に低廉であることを確認。本結果をもって、総務省等に対して、地方税収納等の経費負担の見直しの促進を要望した。

行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保できていない実態がある。一刻も早い是正をお願いしたい。

(2) 預貯金等照会に係る経費負担の適正化

国税当局から金融機関に対して行われる預貯金照会について、金融機関においては、仕分け、照合、文書作成、郵送等の一連の業務フローにおいて、相応の事務負担が生じている。その他の行政機関から寄せられるものを含め、膨大な量であるが、法令にもとづき対応を行っている。

貴庁におかれては、本件対応によって金融機関に生じるコストをご理解いただき、適正な負担をお願いしたい。

以 上